様式第13号（第3条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

双葉地方水道企業団企業長 印

通知書

児童手当

特例給付

額　改　定

額改定請求却下

請求、届出

職権

児童手当

特例給付

改定

却下

　　　　の額の改定については　　　　　により、次のとおり　　しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、双葉地方水道企業団を被告として（訴訟において双葉地方水道企業団を代表する者は企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期問が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

|  |
| --- |
| 額　　改　　定　　に　　関　　す　　る　　事　　項 |
|  |  |  |
| 1　改定後の支給対象児童数 | （3歳未満） 人 |  |
|  | （3歳以上小学校修了前） 人 |  |
|  | （中学生） 人 |  |
|  | 計　　　　　　　　　　人 |  |
|  |  |  |
| 2　区分 | 児童手当 |  |
|  | 特例給付 |  |
|  |  |  |
| 3　改定後の手当月額 | （3歳未満） 円 |  |
|  | （3歳以上小学校修了前） 円 |  |
|  | （中学生） 円 |  |
|  | 計　　　　　　　　　　円 |  |
| 4　改定年月　　　　　年　　月から5　改定（増・減額）の理由（ ） |
| 額　改　定　請　求　却　下　に　関　す　る　事　項 |
| 却下した理由（ ） |
| 備考 |  |  |